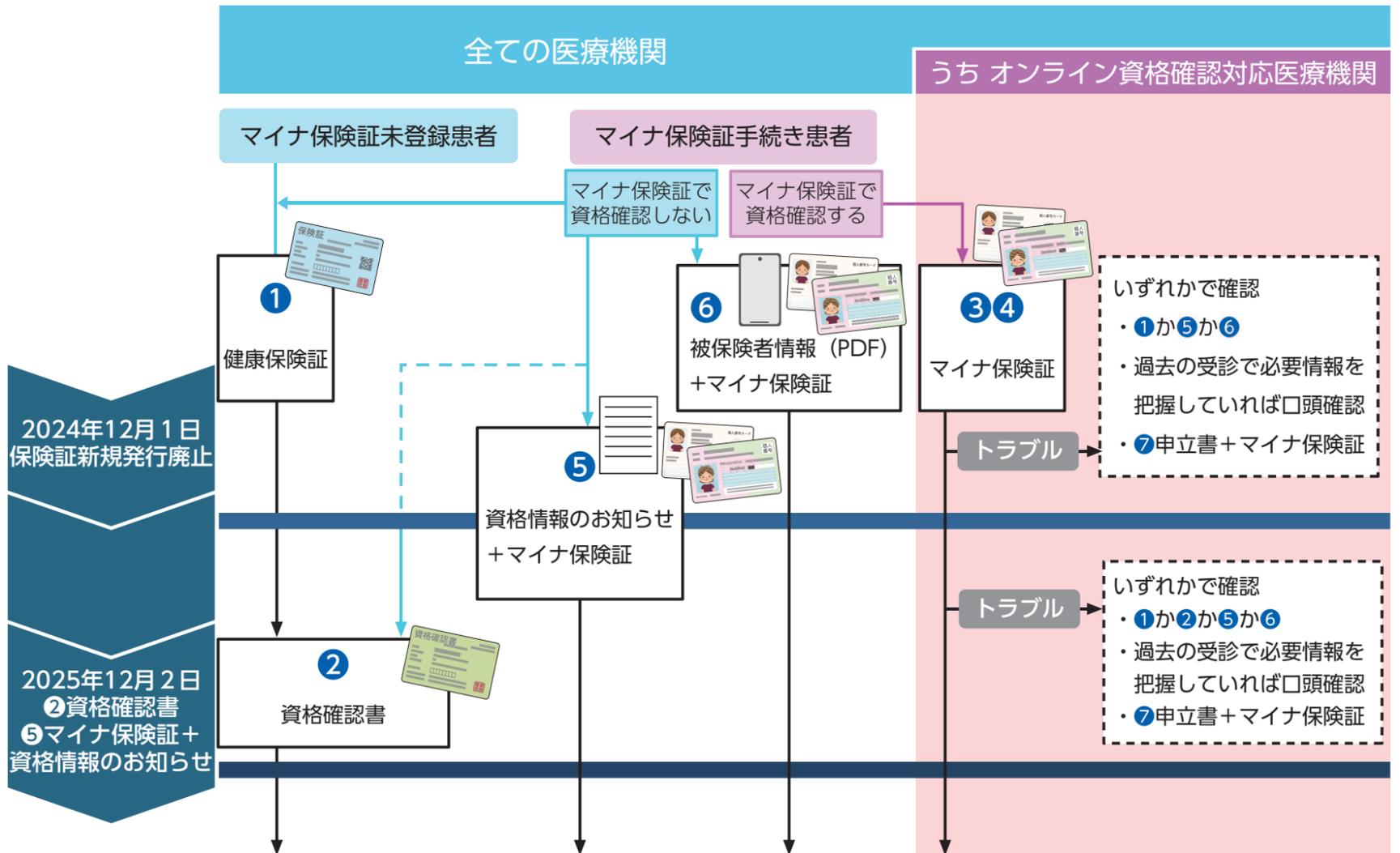


どうなる窓口対応

12月からの資格確認

政府は12月2日以降、現行の健康保険証の新規発行を停止し、順次、新たな資格確認方法に移行させる方針だ。

一方、現場では12月から保険証が使えなくなるかのような誤解が広がっており、注意が必要だ。12月からの資格確認方法をまとめた。



①健康保険証

全ての医療機関

※12月以降も有効期限内は使えます！

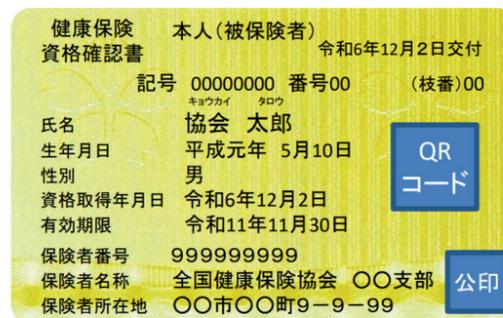
- 有効期限のない保険証は最長25年12月1日まで使える
- 24年12月2日以降は新規発行されない



②資格確認書

全ての医療機関

- マイナ保険証の利用登録がない人全員に申請なしで交付される(当面の間)
- 有効期限は最長5年で各保険者が設定



③マイナ保険証

④顔認証マイナ保険証

オンライン資格確認対応

- 電子証明書の有効期限は登録から5年目の誕生日まで。期限満了から3カ月間は資格確認可能
※注意：マイナカードの有効期限とは異なる
- 顔認証カードは暗証番号では使えない
- いずれも目視モードで本人確認が可能



⑤マイナ保険証

+ 資格情報のお知らせ

全ての医療機関

- マイナ保険証と併せて目視確認
- ※ 資格情報のお知らせ(資格情報通知書): 保険者が発行する、資格情報が掲載された文書



⑥マイナ保険証

+ マイナポータル画面

全ての医療機関

- マイナ保険証と併せて目視確認
- ※ 患者のマイナポータルで「医療保険の資格情報」を表示した画面、またはスマホ等にダウンロードされたPDFを確認



⑦マイナ保険証

+ 被保険者資格申立書

オンライン資格確認対応

- マイナ保険証と併せて目視確認
- ※ 被保険者資格申立書: 患者が資格情報を記入する。用紙は医療機関が準備する。

厚労省が公表している資格申立書と説明書

